

座長・演者へのご案内

1. ライブ講演の皆様へ

〈大会指定配信会場にてご登壇される皆様〉

- 1) ご担当のセッション開始30分前までに、指定の配信会場へご参集ください。講演に関するご説明をさせていただきます。30分以上前にご来場いただいても、感染管理上、配信会場の利用はできません。
- 2) ご来場の際、演者の先生は発表用パワーポイントの入ったPCをご持参ください。また、念のためUSBメモリにも発表用パワーポイントを入れご持参ください。
- 3) 定刻になりましたら座長の進行により講演を開始してください。所定の時間内に進行いただきますようご協力をお願いいたします。
- 4) 参加者からの質問は入力フォームで受付けます。回答については演者の皆様に一任いたしますので、必要に応じてご回答ください。

〈WEBにてご登壇される皆様〉

- 1) 当日はご担当のセッション開始30分前までに、あらかじめご案内のURLよりZoomにお入りください。
- 2) できるだけ通信の安定した場所からアクセスしていただき、セッション開始前にカメラ、マイク、スピーカーのテストをお願いいたします。
- 3) セッションの進行は座長に一任いたしますが、定刻どおりに進行いただけますよう円滑な運営にご協力ください。

2. 収録講演の皆様へ（一般演題ポスター発表も含まれます）

- 1) あらかじめご提出いただきました動画ファイルを大会ホームページの「WEB 学術大会」に掲載し、オンデマンド配信いたしますので、当日のご対応はございません。
- 2) 参加者からの質問は入力フォームで受け付け、後日演者の皆様へ提供させていただきます。回答については演者の皆様に一任いたしますので、必要に応じてご回答ください。質問に対しての回答は、会期後大会ホームページ上に掲載させていただく予定です。
- 3) 講演収録時間は、あらかじめご案内の講演時間内でお願いいたします。一般演題（ポスター発表）は、7分以内でお願いいたします。

〈発表用パワーポイントの作成について〉

- 1) COI自己申告の指針に基づき利益相反に関するスライドを発表の2枚目に示して下さい。利益相反がない場合は様式A、利益相反がある場合は関係企業・団体名を明記して様式Bのスライドを入れてください。
- 2) 患者個人情報に抵触する可能性のある内容は、患者あるいはその代理人からインフォームド・コンセントを得た上で、患者個人情報が特定されないよう十分留意してご発表ください。
- 3) 著作権の侵害に抵触する可能性のある画像などの使用につきましては、著作権者からの許可を得るなど十分にご配慮ください。

様式A

<p>日本医薬品安全性学会 COI開示</p> <p>筆頭発表者名：〇〇 〇〇</p>
<p>演題発表に関連し、開示すべきCOI関係の企業 などはありません。</p>

様式B

<p>日本医薬品安全性学会 COI開示</p> <p>筆頭発表者名：〇〇 〇〇</p>												
<p>演題発表に関連し、開示すべきCOI関係の企業などとして</p> <table><tr><td>①講演料：</td><td>なし</td></tr><tr><td>②原稿料：</td><td>なし</td></tr><tr><td>③報酬額：</td><td>〇〇円(〇〇製薬)</td></tr><tr><td>④株保有・利益：</td><td>なし</td></tr><tr><td>：</td><td>：</td></tr><tr><td>：</td><td>：</td></tr></table>	①講演料：	なし	②原稿料：	なし	③報酬額：	〇〇円(〇〇製薬)	④株保有・利益：	なし	：	：	：	：
①講演料：	なし											
②原稿料：	なし											
③報酬額：	〇〇円(〇〇製薬)											
④株保有・利益：	なし											
：	：											
：	：											

「日本医薬品安全性学会利益相反（COI）に関する指針」

- ① 講演料：1つの企業・団体から年間合計50万円以上とする。
- ② 原稿料：1つの企業・団体から年間合計50万円以上とする。
- ③ 報酬額：1つの企業・団体から年間100万円以上とする。
- ④ 株式保有・利益：1つの企業から年間100万円以上、あるいは該当株式の5%以上保有とする。
- ⑤ 特許使用料：1つにつき年間100万以上とする。
- ⑥ 受託研究・共同研究：1つの企業・団体から研究経費を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に支払われた研究費・助成金などの年間総額200万円以上とする。
- ⑦ 奨学（奨励）寄付金：1つの企業・団体から奨学寄付金を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に支払われた年間総額200万円以上とする。
- ⑧ 寄付講座：企業などからの寄付講座に所属している場合は記載する。
- ⑨ その他：研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。